

令和2年改正著作権法の概要 －海賊版対策強化など



弁護士法人イノベンティア
弁護士 村上 友紀

はじめに

「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」は令和2年6月5日に成立し、同月12日に令和2年法律第48号として公布された。施行日は、基本的に令和3年1月1日となるが、いくつかの重要な改正項目については前倒しで施行されることとなっている。以下では、この法律による改正を「本改正」といい、また、単に条文番号のみを記載した場合は、改正後の著作権法の条文番号を示すものとする。条文を引用した箇所における下線は筆者による。

改正の趣旨

本改正は、デジタル・ネットワーク社会の進展に伴い、著作物等をめぐる近時のビジネス動向や社会実態の変化に対応するため、主として、インターネット上の海賊版による被害を効果的に防止し、著作権者等の正当な利益を確保するための措置を強化するとともに、著作物の利用の円滑化を図るための制度を整備・拡充するものである。

改正の経緯

本改正は、平成30年改正に続く改正となるもので、改正項目は、前年に法案の提出が検討されていたものであったが、その時点では法案の提出が見送られていた。法案提出が見送られたのは、当時の改正法案による規制内容につき、インターネット上での情報収集が萎縮するのではないかといった国民の懸念・不安の声が多く寄せられ、また、著作権者側の意見としても、過剰な規制であるといった指摘があったからである。

このような経緯のため、本改正に際しては、パブリックコメント等を通じて侵害の実態や法整備が国民に与える影響について情報が収集され、さらに、国民の理解を得るべく、前年に提出されなかった法案から大幅な修正が行われている。

改正の項目

本改正の項目は以下のとおりであるが、特に、リーチサイト・リーチアプリ対策、侵害コンテンツのダウンロード違法化、写り込みにかかる権利制限の対象の拡大について、前年の法案から大きく修正が加えられている。

1. インターネット上の海賊版対策の強化
 - ① リーチサイト・リーチアプリ対策
 - ② 侵害コンテンツのダウンロード違法化
2. 著作物の円滑な利用を図るための措置
 - ① 写り込みに係る権利制限の対象範囲の拡大
 - ② 行政手続に係る権利制限規定の整備（地理的表示法・種苗法）
 - ③ 著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入
3. 著作権の適切な保護を図るための措置
 - ① 著作権侵害訴訟における証拠収集手続の強化
 - ② アクセスコントロールに関する保護の強化
4. プログラムの著作物に係る登録制度の整備（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律）

インターネット上の海賊版対策の強化

(1) リーチサイト・リーチアプリとは

インターネット上に違法にアップロードされた著作物（侵害コンテンツ・海賊版）による被害が深刻な社会問題となって久しいところであるが、「リーチサイト」・「リーチアプリ」が侵害コンテンツの拡散への寄与度が大きく、著作権侵害を拡大するものであるとして、これらへの対策が急務となっていた。

「リーチサイト」・「リーチアプリ」は、海賊版サイトに掲載されるなどしている侵害コンテンツへのリンク情報を集約し、インターネットユーザーを侵害コンテンツに誘導するウェブサイト・アプリであるが、サイト・アプリ上に広告が掲示されることから、ユーザーからのアクセス数が増えれば増えるほどサイト運営者・アプリ提供者が得る広告料が増えていく仕組みとなっている。侵害コンテンツとしては、漫画をはじめ、写真集や文芸書、ビジネスソフト、ゲームなど様々なジャンルがあり、それぞれ甚大な被害が生じており、著名なリーチサイトとして、「はるか夢の址」などが挙げられる。

なお、リーチサイト・リーチアプリの「リーチ」は、“reach”ではなく“leech”に由来すると言われる。“leech”の本来の意味は、動物のヒルであり、転じて、吸血鬼・他人を食い物にする人という意味にも使われる。